



所得税・住民税の

■申告期間：2月16日～3月15日

平成18年分所得税・住民税申告納税相談受付日程表

相談日		地区名	馬頭地区	申告会場:本庁2階会議室	小川地区	申告会場:小川支所2階会議室
月日(曜日)		対象地区		対象地区		
				午前の部	午後の部	
2月16日	金			上川原・上川原1区・新中の原	上中の原・上西の原	
2月19日	月	馬	頭	梅曾・関場・上町	大和町・緑町	
2月20日	火			栄町1区・栄町2区・栄町3区	本町・舟戸・舟戸町営住宅	
2月21日	水	健	武	仲町・吉田	旭町・谷田町営住宅	
2月22日	木	矢	又	谷田・白久	上片平・下片平	
2月23日	金	和	見	高岡・東戸田・神田町	萱場・後沢・小梨・後久保	
2月26日	月	小	口	三輪1区・三輪2区・三輪3区	下西の原	
2月27日	火	北向田・久那瀬		山崎・恩田	下薬利・中薬利・上薬利・薬利境	
2月28日	水	松	野	薬利町営住宅・下芳井	上芳井	
3月1日	木	富	山	下坪・新屋敷	向梅坪・柳林	
3月2日	金	盛泉・谷川		上川原・上川原1区・新中の原・上中の原	上西の原・梅曾・関場	
3月5日	月	大山田下郷		上町・大和町・緑町	栄町1区・栄町2区・栄町3区	
3月6日	火	大内・大那地		本町・舟戸	舟戸町営住宅・仲町	
3月7日	水	大山田上郷		旭町・吉田	谷田・谷田町営住宅	
3月8日	木	小	砂	白久・上片平	下片平	
3月9日	金	全地区		高岡・東戸田	神田町・三輪1区・三輪2区・三輪3区	
3月12日	月	全地区		萱場・後沢・山崎	下西の原・小梨・後久保	
3月13日	火	全地区		下薬利・中薬利・薬利境	恩田	
3月14日	水	全地区		上薬利・薬利町営住宅	下芳井・上芳井	
3月15日	木	全地区		下坪・新屋敷	向梅坪・柳林	

【受付時間】 午前の部：午前9時～午前11時30分

午後の部：午後1時～午後4時

申告はお早めに！

(土・日曜日は閉庁日です)

平成19年申告納税相談を実施しますので期間内に申告されるようお知らせします。

◆申告が必要な方

【平成19年1月1日現在、那珂川町に住所があり次に該当する方】

- ①平成18年中に「営業・農業・配当・不動産・譲渡」等の収入があった方
- ②給与所得者で平成18年中に「農業・不動産・配当」等給与以外の収入があった方
- ③2つ以上の事業所から給与等の支払いを受けた方
- ④平成18年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ⑤日雇労働、パート及び内職等の収入があった方
- ⑥収入が全く無い方でも、所得証明が必要となる方、国民年金の免除申請をする方、また現在国民健康保険加入の方
- ⑦非課税所得（遺族年金、障害年金等）のみの収入の方

◆申告の必要が無い方

◎給与だけの収入で、その他に収入が無く年末調整が済んでいる方

★申告の際持参するもの

◎印鑑・預金通帳等（所得税の口座振替納付または還付になる場合は本人のものに限ります）

〔収入関係〕

- ①源泉徴収票（給与・年金・報酬・賃金等）
- ②営業・不動産収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの
- ③農業収入のある方は、収支内訳書、収入支出明細のわかるもの、肉用牛売却証明書
- ④土地等の売渡しの有る方（公共用地関係）は、買取証明書等の売渡し金額のわかるもの
- ⑤配当、一時所得等の収入がある方は、収入支出明細のわかるもの
- ⑥補てん金等の支払いを受けた方は、その支払い明細書等（線下補償、休耕補償、土地借上げ等）

〔控除関係〕

- ①配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得のわかる書類
- ②医療費控除、生命保険料控除及び損害保険料控除を受ける方は、領収書または証明書（医療費について、生命保険や社会保険からの補てん金がある方は戻り金額がわかる明細書等）
- ③社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料等領収書（国民年金保険料を支払っている方は、社会保険事務所発行の社会保険料控除証明書）
- ④障害者に該当していて障害者控除を受ける方は、障害者手帳
- ⑤雇人費のある方は、支払いを証明する領収書等または個人別支払い金額のわかるもの
- ⑥地代・家賃等の所得がある方は、固定資産税土地家屋明細書
- ⑦寄付金控除を受ける方は、寄付先からの受領書

その他の

町県民税申告書及び収支内訳書（一般・農業・不動産）の事前配布は行いません。資料が必要な方は、税務課窓口または小川支所住民生活課窓口までお越しください。

税理士による

還付申告無料相談

次の方のうち、少額な還付申告相談及び申告書の作成を無料で行います。

最寄りの税理士事務所へ事前に電話連絡のうえ、お出かけください。

○日時 2月7日（水）

○事前連絡の受付時間

午前9時30分～午後4時

○対象者

- ①年金を受給している方
- ②給与所得者で医療費控除を受けようとしている方
- ③年の途中で退職または就職された方など

○問い合わせ

関東信越税理士会氏家支部
028-675-0373